

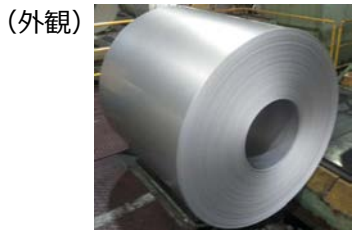
中華人民共和国産及び台湾産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯・冷延鋼板
に対する不当廉売関税の課税に関する調査の開始

令和 7 年 10 月 3 日
関税・外国為替等審議会
関税分科会特殊関税部会
財務省 関税局

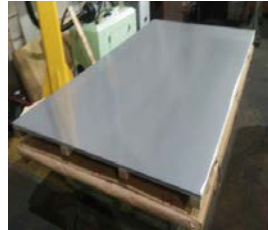
中華人民共和国産及び台湾※産ニッケル系ステンレス冷延鋼帯・冷延鋼板の概要

貨物の概要

- 名称：ニッケル系ステンレス冷延鋼帯及び冷延鋼板（以下「ニッケル系ステンレス冷延鋼板類」という）
- 輸入統計品目番号：7219.31号から35号、7219.90号並びに7220.20号及び90号に含まれるもののうち、22品目（協定・RCEP：無税）（注）これらの番号に該当する全ての物品が対象となるとは限らない。
- 特徴：鉄に10.5%以上のクロムを含有し、ニッケルの含有量が全重量の0.6%を超える合金鋼
機能性(耐食性等)と意匠性(美麗・清潔感)を兼備する点
- 主な用途：建築、家電・精密機器、厨房・家庭用機器、輸送機器、産業機器等



冷延鋼帯



冷延鋼板



屋内配管



食器洗い機



鉄道車両

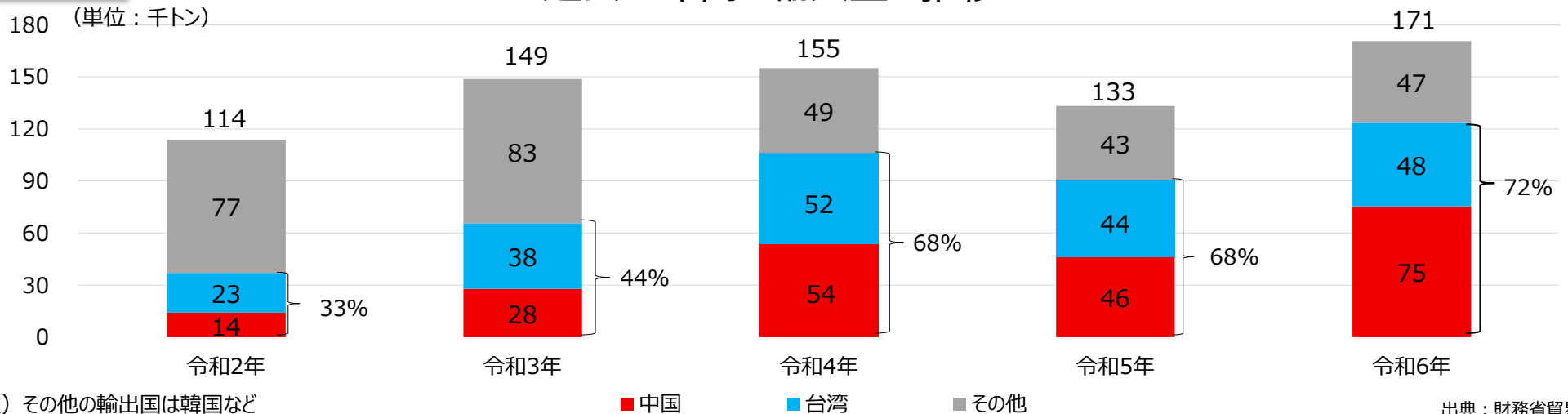


洋食器

(出典 外観：申請者提供資料、用途例：ステンレス協会)

輸入状況

過去5年間の輸入量の推移



調査開始の概要

- 本年5月12日、申請者（日本製鉄株式会社、日本冶金工業株式会社、ナス鋼帯株式会社及び日本金属株式会社）が中華人民共和国（以下「中国」という。）及び台湾産のニッケル系ステンレス冷延鋼板類に対する**不当廉売関税の課税を求める**申請書を提出。

申請の概要

不当廉売された貨物の輸入の事実

- 中国及び台湾産品の本邦向け輸出価格は正常価格を下回っており、その不当廉売差額率は、中国産が20%～50%、台湾産が3%～20%の間となる。

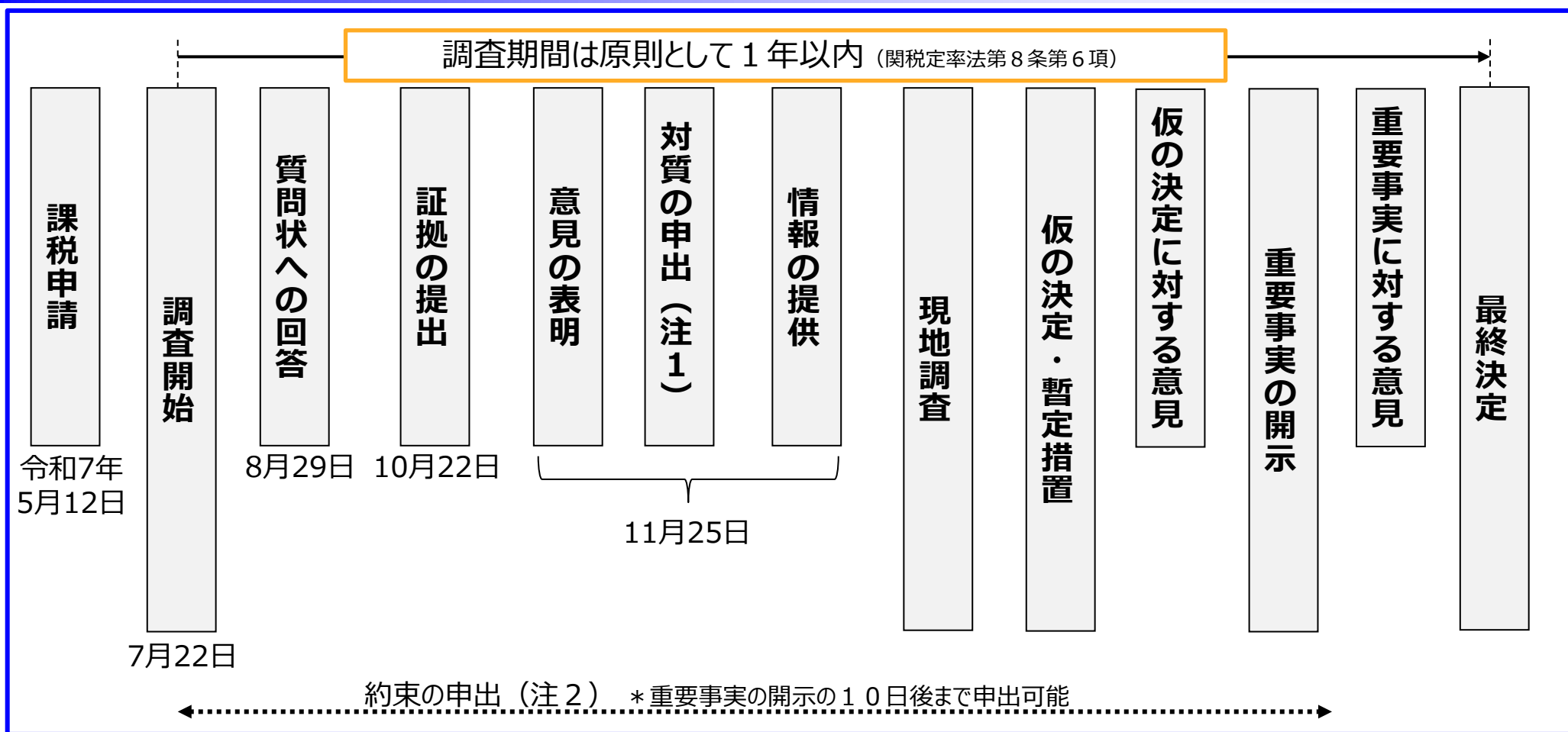
(参考) 不当廉売差額率(%) = ((正常価格 - 輸出価格) / 輸出価格) × 100

本邦の産業に与える実質的な損害等の事実

- 不当廉売された中国及び台湾産のニッケル系ステンレス冷延鋼板類の輸入量が増加する一方で、本邦産品の国内販売量及び市場占拠率は減少している。
- 中国及び台湾産のニッケル系ステンレス冷延鋼板類の国内販売価格は、本邦産品の価格を大幅に下回っているため、本邦産品の販売量が大幅に減少し、また、輸入品を引合いに値下げを余儀なくされ、本邦の産業は製造原価の上昇に見合った価格設定を妨げられている。
- 結果として、本邦の産業は営業利益が減少するなど、実質的な損害が生じている。
- さらに、中国及び台湾は十分な余剰生産能力を有していることなどから、今後も輸入量が増加する可能性が高く、また、中国及び台湾産の国内販売価格は下落傾向が続いているため、本邦産品の販売価格も引下げを余儀なくされることが想定される。このため、追加的な不当廉売輸入による実質的な損害が生じるおそれがある。

調査開始のための十分な証拠があり、必要と認められたため、本年7月22日に調査を開始

調査手続の流れ



(注1) 利害関係者は、意見が相反する他の利害関係者との対質を求めることができる。

(注2) 輸出者は、価格を修正する旨の約束又は輸出を取りやめる旨の約束の申出をすることができる。

- 調査は、原則として1年以内に終了することとされている。
- 利害関係者等からの証拠の提出等の機会を設けるとともに、要すれば、現地調査を通じて更なる証拠の収集や確認を行う。